

# 石川県公報

令和5年3月31日(金曜日)

号 外

(第24号)

## 目 次

規 則	
○石川県補助金交付規則の一部を改正する規則 (財政課) 1	○石川県財務規則の一部を改正する規則 (同) 1

## 規 則

石川県補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

### 石川県規則第十八号

石川県補助金交付規則の一部を改正する規則

石川県補助金交付規則(昭和三十四年石川県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(交付の決定をしないことができる場合)

第五条の二 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するものであると判明したときは、補助金の交付の決定をしないものとする。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。次号において「法」という。)

第二条第二号に規定する暴力団

二 法第二条第六号に規定する暴力団員

三 第一号の暴力団又は前号の暴力団員と密接な関係を有すると認められる者

第十七条第一項中「補助事業者が、」の下に「第五条の二各号のいずれかに該当することが判明したとき、又は」を加える。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

石川県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

石川県知事 馳 浩

### 石川県規則第十九号

石川県財務規則の一部を改正する規則

石川県財務規則(昭和三十八年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「分課(」の下に「知事室にあつては秘書課及び戦略広報課に、」を、「交通政策課」の下に「及び空港企画課」を加える。

第三条の五第一項第三号中「県税に伴う税外収入」の下に「森林環境税収入及び森林環境税に伴う税外収入」を加え、同項第四号及び同条第二項中「県民交流課」を「女性活躍・県民協働課」に改める。

第六十四条第十一号中「会計課長(会計課長を置かない警察署にあつては、会計係長)」を「会計官(会計官を置かない警察署にあつては、会計課長)」に改める。

第六十六条第一項第二号②及び第三項中「及び道府県民税」を「道府県民税及び森林環境税」に改める。

別表第一県民交流課の項中「県民交流課」を「女性活躍・県民協働課」に改める。

別表第二中 「土木総合事務所  
安原・高橋川工事事務所」 「庶務課長  
庶務用地課長」 を

「土木総合事務所 庶務課長」に「会計課長(会計課長を置かない警察署にあつては、会計係長)」を「会計官(会計官を置かない警察署にあつては、会計課長)」に改める。

別表第四歳出の義工事請負費の部中

土木総合事務所及び 港湾事務所の長にあ つては6,000万円、 農林総合事務所の長 にあつては4,000万 円(土地改良部及び 森林部の業務に限 る。)、金沢城・兼六 園管理事務所の長に あつては2,000万円、 その他の廊長にあつ ては1,000万円未満 のもの	6,000万円未満のも の、6,000万円以上 のもので主管部長の 再決裁を要しないも の及び債務負担行為 の予算化に係るもの	債務負担行為の予算 化に係るもの以外の 1億円未満のもの (変更に係る支出負 担行為何で当初同額 の5パーセント未満 の変更の再決裁に係 るものは除く。)及 び1億円以上のもの で知事の再決裁を要 しないもの	債務負担行為の予算 化に係るもの以外の 1億円以上のもの (変更に係る支出負 担行為何で当初同額 の5パーセント未満 の変更の再決裁に係 るものは除く。)	債務負担行為の予算 化に係るもの以外の 6,000万円以上のも の
--	--	--	--	--

債務負担行為の予算 化に係るもの以外の 1億円以上のもの	債務負担行為の予算 化に係るもの以外の 3億円以上のもの	「土木総合事務所、港 湾事務所及び農林総 合事務所の長にあつ ては1億円(農林総 合事務所の長にあつ ては土地改良部及び 森林部の業務に限 る。)、金沢城・兼六 園管理事務所の長に あつては2,000万円、 その他の廊長にあつ ては1,000万円未満 のもの
------------------------------------	------------------------------------	---

債務負担行為の予算化に係るもの以外の5億円未満のもの(変更に係る支出負担行為何で当初伺額の5パーセント未満の変更の再決裁に係るものは除く。)及び5億円以上のもので知事の再決裁を要しないもの	債務負担行為の予算化に係るもの以外の5億円以上のもの(変更に係る支出負担行為何で当初伺額の5パーセント未満の変更の再決裁に係るものは除く。)	債務負担行為の予算化に係るもの以外の3億円以上のもの	債務負担行為の予算化に係るもの以外の5億円以上のもの	債務負担行為の予算化に係るもの以外の5億円以上のもの
--	--	----------------------------	----------------------------	----------------------------

に

改め、同条補償補填及び賠償金の部賠償金の項中

○	10万円以上のもの	10万円以上のもの
---	-----------	-----------

を

約款等で規定されていなかったもの	約款等で規定されていなかったもので10万円以上のもの	10万円以上のもの
------------------	----------------------------	-----------

に改める。

前記様式第十七号(甲)を次のように改める。

別記様式第17号 (甲)

(表紙)

年度	自 第 至 第	号 号	紙数	枚綴
現金領収証券原票綴				

## 現金領収証券

年 度	何 会 計	第 号
納 人	様	
金 額		
ただし、 上記の金額を領収しました。		
内 訳		
税 率	金 額 (税 込)	消 費 税 額
%	円	円
%	円	円
会計管理者 (何課(廃)出納員) 氏 名 印 (何廃現金取扱員) (公金徴収(収納)受託者 氏 名 印)		
年 月 日		
登録番号		

- 備考 1 複写式の簿冊形とし、1片を納人に交付し、他の1片は、原簿に付けたまま保存すること。
- 2 毎葉には、連続番号を記入すること。ただし、正本と原簿を同番号とすること。
- 3 現金に代えて納付する証券に係るものは、余白に「証券納付」と表示すること。
- 4 現金と証券を合わせて1口の収入とするときは、「証券納付」の表示をするほか、余白に現金及び証券別の内訳金額を付記すること。
- 5 歳入歳出外現金又は基金に係るものは、「何会計」とある部分に「歳入歳出外現金」又は「何基金」と記入すること。
- 6 用紙寸法は、日本産業規格A列5番とすること。

別記様式第七十四号中  

評価者氏名印
--------

 を  

評価者氏名
-------

 に改める。

別記様式第七十五号中「㊦」を削り、  

※	現品引継受領年月日		※	現品引継受領者職氏名印
---	-----------	--	---	-------------

 を

「  

※	現品引継受領年月日
---	-----------

 に改める。」

別記様式第七十七号の二中「㊦」を削る。

別記様式第七十八号中

品名	規格	数量	単位	単価	組替前		組替後		備考
					分類	細分類	分類	細分類	

を

品名	規格	数量	単位	単価	合計 (数量×単価)	組替前		組替後		備考
						分類	細分類	分類	細分類	

に

改める。

別記様式第八十一号中「㊦」及び「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別記様式第十七号(甲)の改正規定 令和五年十月一日

二 第三条の五第一項第三号並びに第六十条第一項第二号(2)及び第三項の改正規定 令和六年一月一日

(経過措置)

2 改正後の別表第四の規定は、この規則の施行の日以後の歳出予算について適用し、同日前の歳出予算については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の石川県財務規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

